



社会保険労務士 越智オフィス事務所便り

がん患者となった労働者に対する就労支援

◆支援策が続々と登場

がん患者の5年生存率の平均が50%を超え、治療を続けながら働くがん患者が増えているそうです。

就労支援に乗り出す企業、夜間診療など支援する病院も現れ、また、厚生労働省も今年度からの「がん対策推進基本計画」で取組みを後押ししています。

◆依願退職・解雇の状況

がん患者の5年生存率は伸びているものの、厚生労働省研究班の調査（2004年）によると、がんになった労働者のうち約30%が依願退職をし、4%が解雇されたそうです。

そこで、同省は、2012年度から5年間の目標を掲げた「がん対策推進基本計画」を発表し、就労支援に取り組むことを掲げています。

◆病院による支援策

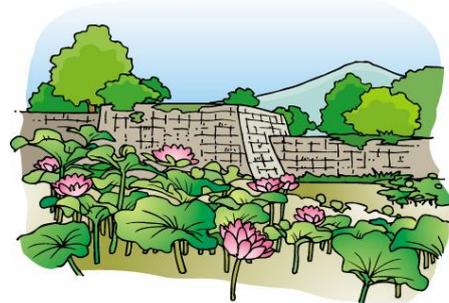
がん患者の就労を支援する病院では、放射線治療の診療時間を午後10時まで延長したそうです。

また、他の病院では、患者の悩み相談に応じたり、希望者には精神科医や臨床心理士が復職に伴う心理サポートを実施したりしています。

◆企業による支援策

大手の人材派遣会社では、2012年度末をめどに、がんと診断された社員や派遣スタッフの休暇制度などを導入するようです。

しかしながら、このような企業はまだ少ないようであり、中小零細企業では従業員数が少ないため、1人でも長期の休暇を取ると周りの社員の負担が増加してしまいます。



これらの企業では、他の企業で実施されている育児や介護との仕事の両立、うつ病で休職した人の復職などを参考にしながら、がん患者となった労働者への支援を進めていくことも必要なのではないでしょうか。

今後の災害対策の見直しと「帰宅困難者」への対応

◆企業による災害対策の見直し

経済同友会では、東日本大震災から1年を経過したのを機に、危機対応の現状などについて企業に対してアンケート調査を行い、その結果を公表しました。

その中で、「災害時の緊急対応策について、今回の災害を教訓として見直した点を挙げてください」との質問に対する回答（複数回答）は次の通りでした。

- (1) 緊急体制の再検討 (75%)
- (2) マニュアルの整備 (70%)
- (3) 非常用通信手段の導入 (57%)
- (4) 平時からの訓練の計画 (56%)
- (5) 現場とのコミュニケーション強化 (36%)

その他には、「BCPの整備」「災害時備蓄品の見直し」「津波を想定した訓練」「帰宅困難者対応」

などが挙げられました。

◆「帰宅困難者対策条例」への対応

震災発生時において首都圏を中心に多くの「帰宅困難者」が発生したことから、今年3月29日に「東京都帰宅困難者対策条例」が制定され、来年4月1日に施行されることとなっています。

この条例では東京都内の企業に対し、主に次のことを義務付けています。

(1) 大規模災害発生時に従業員の一斉帰宅を抑制すること

(2) 水や食糧等を3日分備蓄すること

(3) 従業員との連絡手段を確保すること

(4) 大規模集客施設では利用者保護に努めること
条例の施行により、企業にとっては様々な労務管理上の問題が発生するとともに、多くの経済的負担も生じることから、施行日までに何らかの対応が必要となります。

また、東京都以外の自治体にも同様の条例が制定される可能性もありますので、注意が必要です。

6月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

1日

- 労働保険の年度更新手続の開始<7月10日まで> [労働基準監督署]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]

30日

- 個人の道府県民税・市町村民税の納付 [郵便局

または銀行]

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

雇入時及び毎年一回

- 健康診断個人票 [事業場]

～当事務所よりひと言～

意外と短かった春も終わり、梅雨入りを迎えようとしています。皆様はいかがお過ごしでしょうか。

今回は、比較的利用されることの多い「トライアル雇用助成金」について、改正がありましたので、お知らせします。

「トライアル雇用助成金」は、ハローワークを通して未経験者を正社員として雇入れするとき、試用期間3カ月間中に、月4万円ずつ、合計12万円が事業主様に支給されるものです。

これまでの条件は、「40歳未満」でかつ、応募しようとしている職種に対して「未経験」であることでした。

今回4月1日からの改正では、以下のように対象者が変更されました。

「45歳未満」で、次のいずれかの要件を満たし、かつハローワークが認めた人。

- ①卒業後未就職など、職業経験のない方
- ②職種に未経験。ただし、過去5年間に、同一の事業主の下で3年以上連続した勤務がある人は除く。
- ③過去の相当期間、失業している方。ただし、直近で1年を超えて就業（正社員以外も含）している人は除く。

対象者がより限られるようになりました。ご不明な点は当事務所までご連絡ください。